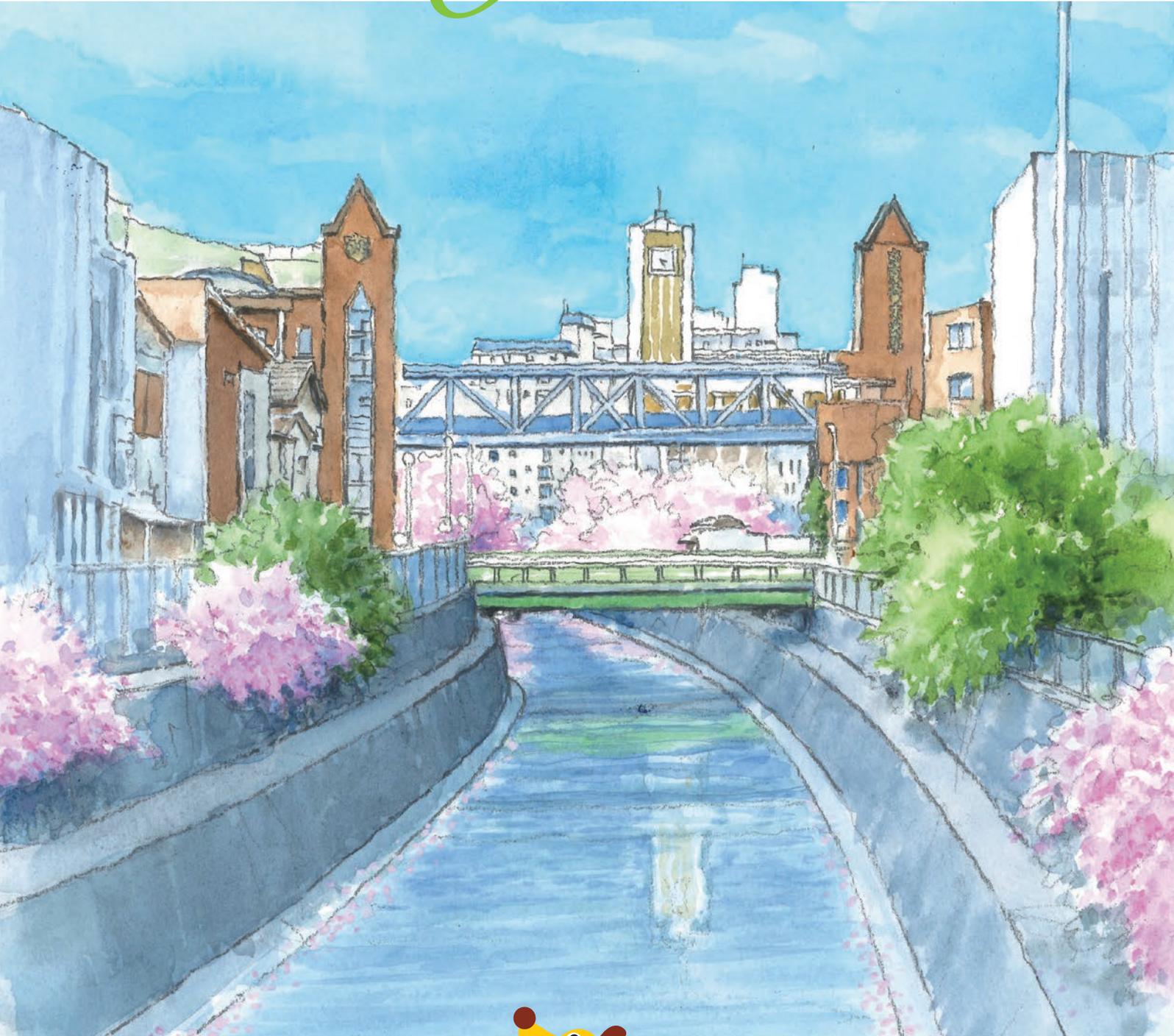


SHINJUKU

3

2020
vol.206

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



小冊子プレゼント



「100年企業をつくる 事業承継の進め方」
「調査官はここを見る! 税務調査のチェックポイント」

 公益社団法人 新宿法人会

C O N T E N T S

中学生の「税についての作文」
新宿法人会会長賞 表彰とご紹介…………… 1・2

小学6年生の「税に関する標語」
優秀作品ご紹介…………… 3

行動する法人会
令和2年度税制改正に関する提言…………… 4

令和2年度 税制改正大綱
法人会の税制改正提言…………… 5・6

連載 税金なんでもQ&A Vol.27
事業承継について、事業の引継ぎ先探しを
税理士に相談できますか?…………… 7

連載 健康ひろば Vol.21 腰痛の話…………… 8

法人会の経営支援サービス FliCO
振込手数料は削減できます!!…………… 9・10

税務署だより
令和元年分確定申告に関するお知らせ… 11・12

都税事務所からのお知らせ
中小企業者向け省エネ促進税制…………… 13

Olympic and Paralympic Games in Tokyo, 2020
木のぬくもりを演出する日本の匠の技の結晶!
新しい国立競技場が神宮の杜に完成…………… 14

法人会活動
女性部会 年末イベント/
租税教育活動/社会貢献活動…………… 15

3月・4月 法人会イベント
東法連特定退職金共済制度…………… 16

新会員紹介/おすすめ本/珈琲たいむ…………… 17

小冊子プレゼント
広報誌へのチラシ同封サービス
第8回通常総会のご案内…………… 18



新宿の街の風景 1
— 高田馬場・清水川橋より春の神田川を望む —

令和元年度 中学生の「税についての作文」 表彰式



▲宮崎副署長、伊賀新宿納税貯蓄組合連合会会長、金子みひろさん
古澤新宿法人会副会長、福住署長、勝野副署長

日付 2019年11月26日(火)
15:30~17:00
戸塚地域センター

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共同で昭和42年以来実施している中学生の「税についての作文」に6校439編の作文が寄せられ、厳選なる選考の結果、新宿西戸山中学校3年生金子みひろさんが「新宿法人会会長賞」を受賞。令和元年11月26日(火)に戸塚地域センターにおいて、表彰式が行われ、表彰状と記念品が贈られました。

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)
1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体において、手描きスタイルに拘って活動中。日本デザイン福祉専門学校講師(グラフィックデザイン学科・デッサン担当)

「普段の生活」と「税」

新宿区立新宿西戸山中学校 三学年

金子みひろ

私たちが生活していく中で、深く関わっているものの一つとして、「税」が挙げられる。下水道の一部や道路、学校の机や教科書、様々な場面で税金が活躍している。未成年だからといって関係ないと思いがちだが、実は未成年にとってもなくてはならない存在なのだ。

例えば、ぼつとうでも言ったように、私達が歩いている道路にヒビがはいっていたり、ガタガタだったりしていたらどうだろう。小さい子やお年寄り、体の不自由な方は歩けない状況になってしまいかもしれないし、車などの事故も多く起こってしまうかもしれない。また、普段私達が通っている中学校。ここでも机や教科書が配給されずに負担しなければならなかったらどうなるのだろう。親への負担も重くなり、学校側も教科書等にお金をかけ、施設も不十分になってしまうかもしれない。

しかし、そのようなことが今、世の中で起こっていないのは「税」の存在があるからだ。日本国憲法でも定められている通り、納税は国民三大義務の一つとなっている。それは、例のように「税」が世の中を支え、動かしているからだ。

そんな税の使われ方の一つに年金がある。それが今、日本の問題になっている。年金は、

年金の支払者を通じて、年金支給月に税金をおさめる。しかし現在の日本は、少子高齢化がすすんでいるのだ。だから年金受給者と支払者のつり合いがとれていない。おとしよりの割合が年々増え、若い人が少なくなっている傾向だ。現在、一人のお年寄りを三、四人で支えている計算になっている。そしてこの先どんどん状況が悪くなる一方だ。二〇二五年には、一人のお年寄りにつき一・九人、二〇三五年には一・七人、二〇四五年にはとうとう一・四人になってしまふのだ。国にとっても増えている社会保障の負担にたえられなくなることも予想されている。そうだが、高齢者に対する看護の負担も増え、看護する人自体がへっている、とても苦しい状況なのだ。しかし、それらの福祉を一層充実させてほしいという人も少なくはなく、今、国民全員が安心して安全な暮らしができるような制度を築き上げることが求められているのだ。

より一層重視されている「税」。どんどん不安が強まり、同時に不安定にもなっていく将来に向けてより意識を高めていかなければいけないと思う。その意識というものは、今現在、納税の義務を課せられている人たちがその義務をまっとうするのはもちろんのこと、今中学生の私たちもどんどん義務を課せられていく年代へと近づいていく。そこへ向けて、強い義務感をもつとともに、実際に義務を課せられたときにきちんと果たすことだと思う。今の世代から、次の世代へ。すばらしい心がまををリレーしていったほしいと思う。

新宿法人会
会長賞

小学6年生の税に関する

標語

優秀作品のご紹介



新宿税務署管内16小学校の6年生を対象に「税に関する標語」(主催:新宿間税会)を募集し、13校601編のご応募がありました。掲載の19編が優秀作品として選ばれ、昨年11月に新宿区役所へ展示され、その後新宿税務署長から入賞者へ表彰状と記念品が贈られました。

活動報告



全国間税会総連合会入選

税を知る 心がつくる ゆたかな社会

淀橋第四小学校 洪 承炫さん



東京国税局間税会連合会入選

将来に 輝く未来 託す税

西戸山小学校 石田 さやさん



あなたの税 未来を開く かぎになる

落合第六小学校 折田 真和美さん

税金は 未来へつながる 笑顔のたすき

西戸山小学校 小林 祐士さん



税金は 人を支える 思いやり

落合第一小学校 千葉 涉夢さん

考えよう みんなの税金 未来の日本

西戸山小学校 田中 音羽さん

消費税 未来のための 貯金箱

西戸山小学校 金 河俊さん



災害の 復興に生きる あなたの税

落合第二小学校 高橋 美桜さん

伝えよう 社会支える みんなの税

戸塚第二小学校 大野 瑞希さん

この税は 未来をつなぐ かけ橋だ

戸塚第二小学校 高 大乾さん

税金は 手と手の取り合い 助け合い

淀橋第四小学校 薄井 舞青さん

あなたの税で たくさんの 笑顔が咲く

戸塚第一小学校 福屋 紗良さん

税金を 生かして広がる 明るい未来

柏木小学校 山内 輝さん



愛情と 税がぼくらを支える

落合第一小学校 湯峰 千畝さん

商品を 買ったあなたも 納税者

戸塚第三小学校 熊田 春香さん

税金は みんなの暮らしを支える

天神小学校 武田 龍侍さん

きみの税 明るい未来の 開たく者

落合第二小学校 江下 陽子さん

税金は 未来を作り 変えていく

西新宿小学校 間瀬 杏海さん

税金で 明るい社会を 築きましょう

戸山小学校 郡山 美桜さん



行動する 法人会

令和2年度税制改正に関する提言

全法連では、令和2年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自民党

10月31日 ▶ 予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）

財政・金融・証券
関係団体委員長

村井 英樹氏
他



公明党

11月5日 ▶ 税制改正要望等ヒアリング

財政金融部会長
代理

熊野 正士氏
他



共同会派

11月20日 ▶
財務金融合同部会ヒアリング

末松 義規氏

古川 元久氏
他

共同会派：立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す国民会議、社会民主党で構成する会派



財務省

10月17日

財務副大臣
藤川 政人氏



左から 藤川副大臣、飯野税制委員長、田中税制副委員長、松崎専務理事

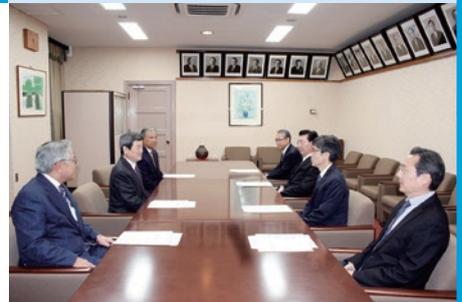
国税庁

12月18日 ▶ 表敬訪問

長官
星野 次彦氏

次長
田島 淳志氏

課税部長
重藤 哲郎氏



右手前から重藤課税部長、星野国税庁長官、田島次長
左奥から田中税制副委員長、小林会長、松崎専務理事

総務省

11月14日

自治税務局長
開出 英之氏



左から 田中税制副委員長、開出自治税務局長、飯野税制委員長、松崎専務理事

中小企業庁

11月14日

事業環境部長
奈須野 太氏



左から 田中税制副委員長、奈須野事業環境部長、飯野税制委員長、松崎専務理事

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

5G（第5世代移動通信システム）投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法

人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特例控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

NISA 制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である

場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合には、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。土地基本法等の一部を改正する法律の施行日から令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することに

なります。法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされてきました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付けに係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかかな貸付けについては、消費税は非課税となります。従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

記事内容についてのお問合せは…
TSK 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL : 03-5363-5958
FAX : 03-5363-5449
H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

税金

TAX Question and Answer

なんでも

Q & A

vol.27

事業主の方、企業等の経理に携わっている方々からの相談が多い事例を中心に、税理士の山本高志先生がズバリお答えします。

事業承継について、 事業の引継ぎ先探しを 税理士に相談できますか？

東京税理士会
新宿支部 副支部長 税理士 山本 高志

Yamamoto
Takashi

平成22年7月から1年間、新宿税務署長を務め、平成23年、税理士事務所を開設。専門誌に、「終末への税務の備え」、「税理士制度クロニクル」、「条説税理士法案内」、「モスの末裔」などを連載。法人会では、「はじめての簿記」講座などの講師を担当。

TEL: 03-5989-1846 FAX: 03-5989-1847



Q 当社は、事業収益そのものは順調に推移していますが、事業を引き継ぐ者がいません。私の代で廃業も考えましたが、取引先のことを思い、誰か事業を引き継いでくれる企業はないか探してみることにしました。こういうことは、税理士に相談できるのでしょうか？

A 経営者の高齢化に伴い企業の休廃業・解散件数は増加傾向にあり、廃業予定企業のうち、業績が悪くないにも関わらず後継者不在を理由に廃業を考える企業が3割程度存在すると言われています。

また、中小企業の事業承継の場合、かつては親族内承継が全体の9割とされていましたが、近年、親族外承継が5割超を占めるようになっていきます。

そのような中で、中小企業庁委託の調査によると、事業の承継に関する相談相手として、後継者決定企業の約70%、後継者未定企業でも約50%が、顧問の税理士等を相談相手として選んでいるということでした。

どうぞ遠慮なく税理士にご相談ください。

Q 相談した場合、税理士はどのような対応をしてくれるのでしょうか？

A 後継者がいないという場合、税理士は全国的な税理士のネットワークを使って引継ぎ先の候補者を探すことができます。

もちろん、企業名などは具体的な交渉に入るまで一切公表されません。

事業の譲渡しのほか、譲受けの希望もお受けして、マッチングのお手伝いをいたします。

具体的な承継期間は、まだ相当先という場合でも、情報としては準備できます。

日頃の経理業務のお手伝いを通じて、経営状況を理解している税理士だからこそできる支援です。

Q ご相談に当たって注意することはありますか？

A 譲渡しを希望する企業の情報については、良い情報だけでなく、悪い情報もきちんと開示するようにしてください。交渉の最終段階近くで多額の不良債権などが判明し、破談と

なったり、買取条件が大幅に引き下げられるというケースもあります。

(注) 本稿は、日本税理士会連合会事業承継サイト「担い手探しナビ」の活用を念頭に記載しています。



健康ひろば

腰痛の話

一言で「腰痛」と言っても腰の痛みの原因は様々です。全てではありませんが、病院を受診される方の多い原因は下記の通りです。

●筋筋膜性腰痛症

腰周囲の筋肉の疲労等によって生じる腰痛です。痛みの強い時期は鎮痛薬（内服薬&外用薬）を使用し安静を心掛け、症状が軽快・消失するのを待ちます。その後、腰痛体操等のトレーニングで腹筋・背筋を強化し腰痛の出現しにくい身体にしていきたいと思います。

●ギックリ腰

腰の筋肉の「肉離れ」です。過剰な負荷がかかった際に生じることが多いですが、チョットした動き（少し屈んだり、少し捻ったり）で生じることもあります。鎮痛薬の使用や安静が必要になります。動けないほどの痛みが生じた際は入院が必要になることもあります。

●腰椎椎間板ヘルニア・腰椎椎間板症

腰の骨（腰椎）には椎間板と呼ばれている軟骨でできた円盤状の部分（椎骨間のクッションの様な部分）があります。椎間板の中心部にある「髄核」という部分が出っ張ったり（腰椎椎間板ヘルニア）、加齢性的変化により椎間板の弾力が失われることによる変形（椎間板症）により、後方の靭帯が圧迫され、腰痛として症状が出現することがあります。

この際に椎間板の後方にある神経まで圧迫されると、お尻～太もも～ふくらはぎまで痛みや痺れが出現することがあります。

症状に応じて内服・リハビリ・神経ブロック注射・手術等々、治療の選択肢は様々です。

上記は腰痛の原因の一部にすぎません。他にも圧迫骨折等の腰痛の原因となる疾患は存在します。腰痛でお困りの際は早期に整形外科の受診をお勧めします。

春山記念病院 整形外科 安藤 光宣



振込手数料は 削減できます!!

その振り込み、
オリックスに
おまかせください

選ばれる3つのポイント

初期費用
月額固定費
口座開設

不要

通常価格 260 円のところ
会員企業さま特別価格^{※1}

一律 250 円

(税込275円)

操作は **簡単**
FBデータ^{※2}
も利用可能

※1 特別価格のお申込受付は予告なく終了する場合があります。
※2 全銀協規定フォーマット

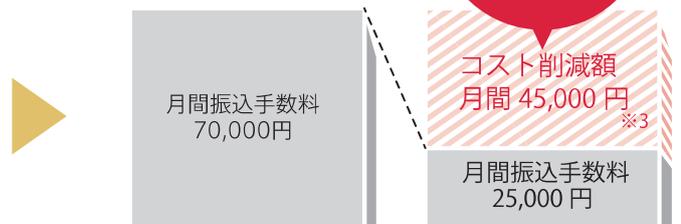
現在の手数料と比べてください

オリックスが受ける金融機関からのボリュームディスカウントをお客さまに還元することで、税抜き**一律250円**の振込手数料を実現します。

一般的な銀行振込手数料(インターネットバンキング)

他行宛	3万円以上	700円
	3万円未満	500円
同行宛	3万円以上	300円
	3万円未満	100円

例えば 他行宛3万円以上の振り込みが
月100件の場合



※3 一般的な振込手数料(自社調べ)に基づく試算であり、効果を保証するものではありません。

ほかにはないアンサーを。



オリックス

ご利用にあたって



システム投資やソフトのインストールは一切不要

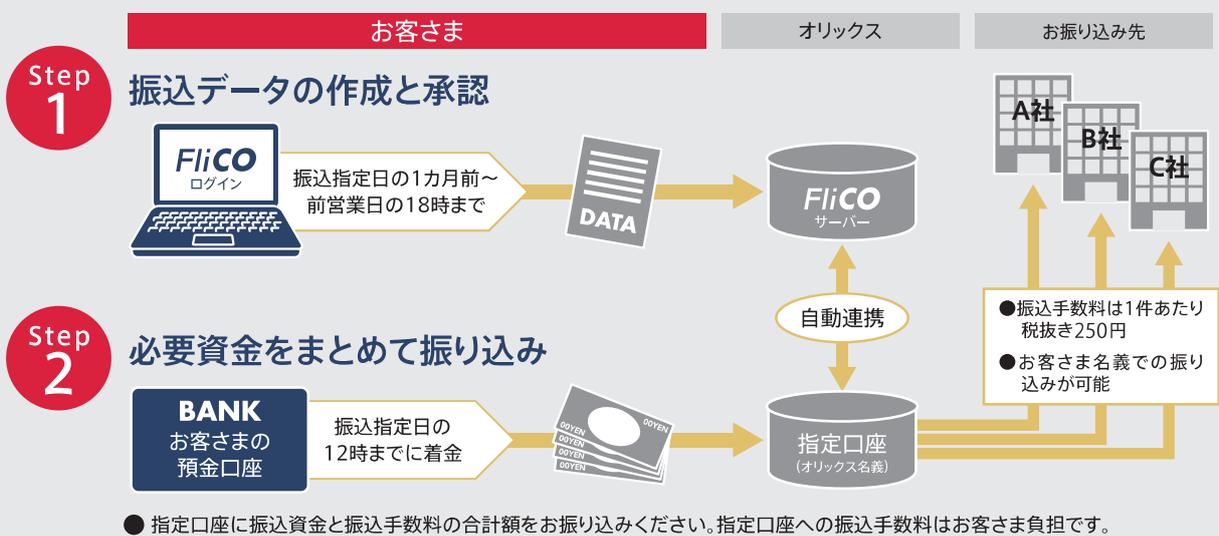
- お手持ちのインターネット接続が可能なPC端末にてご利用ください。
- ID発行後すぐにご利用可能です。
(ID発行はお申し込み後7~10営業日程度)



インターネットバンキングと同様の操作性とセキュリティ

- FBデータ(全銀協規定フォーマット)によるデータの一括登録が可能です。
- 情報管理は、銀行と同水準の安全性・信頼性をもつデータセンターにて行っています。

振込手続きは簡単2ステップ



お申し込みも簡単です

お申し込みには以下の書類をご提出ください。

Flico利用申込書

以下いずれかの会社確認資料

- 商業謄本コピー(3カ月以内) ●会社パンフレットコピー ●会社ホームページコピー

- 個人事業主さまの場合、本人確認資料も必要となります。ご利用にあたっては当社所定の簡単な審査がございます。申込書がお手元ない場合は、取扱い窓口へお問い合わせください。Webからも資料請求いただけます。

オリックス株式会社 取扱い窓口

営業推進部 ペイメントサービス第3チーム
担当：広澤

お電話の場合、右記専用ダイヤルまでお問合せください
営業時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00

お問い合わせ専用ダイヤル

TEL: **03-3435-3360**

【Web 資料請求】

https://biz.orix.co.jp/flico_lp_1804/flico_lp_1804.htm

ご紹介者さまがいらっしゃる場合は、ご紹介者さまのお名前、以下の紹介代理店コードをお伝えください。

紹介代理店コード

3	7	5	0
---	---	---	---

令和元年分

確定申告

税のお知らせ

ネット申告が
(e-Tax)
更に便利になりました!

スマホで
申告
できます

詳しくは↓

確定申告 検索

申告と納税

窓口での相談・申告書の受付は、
令和2年2月17日(月)からです。

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和2年 | 3月16日(月)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

令和2年 | 3月31日(火)まで

申告の際にはマイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
ネット申告(e-Tax)で提出の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

事業税・住民税の申告期限
令和2年3月16日(月)まで

四谷税務署・新宿税務署・中野税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書作成会場を、「ルミネゼロ」に開設します。

会場 LUMINE O «ルミネ ゼロ»
(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55 NEWoMan5階)
期間 令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで
(土、日及び祝日を除く。ただし、2月24日(月)、3月1日(日)は開場します。)
時間 受付 午前8時30分から午後4時まで
相談 午前9時15分から

- ◇各税務署内に申告書作成会場はありませんので、ご了承願います。
- ◇相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
- ◇申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただく(土、日及び祝日等を除く)、郵送にてご提出ください。
- ◇会場および申告に関するお問合せは、各税務署にお願いします。

会場は混雑しますので、
ID・パスワード方式を
利用したご自宅からの
e-Tax申告
がおすすめです。

JR新宿駅新南エリア直結
甲州街道改札を出て右折、
又は、新南改札を出て左折
エスカレーターで5階へ



税務署・都道府県・市区町村

お問合せ先

四谷税務署 TEL 03-3359-4451 / 新宿税務署 TEL 03-6757-7776 / 中野税務署 TEL 03-3387-8111



消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です！

※飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方も対応が必要となります。

消費税確定申告書を作成する際、売上げや仕入れを旧税率 8%、軽減税率 8%及び標準税率10%に区分して計算する必要があります。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年 9月 30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年 10月 1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

税率区分

区分	適用時期	令和元年 10月 1日から	
	令和元年 9月 30日まで (以下「旧税率」といいます。)	軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の 17/63)	1.76% (消費税額の 22/78)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ（経費の例）

帳簿（経費）

2019年 月 日	内容	金額
8 XX	水道光熱費（〇市）	△, △△△
⋮	⋮	⋮
11 XX	会議費*（〇商店、お茶代）	□, □□□
	会議費*（〇商店、文具代）	○, ○○○
11 XX	接待交際費*（〇屋、お菓子代）	□, □□□
⋮	⋮	⋮
2019年合計		○○○, ○○○

(旧税率対象) 旧 8%対象 ▲▲▲▲, ▲▲▲▲
 ※軽減税率対象品目 8%対象 ■■■■, ■■■■
 10%対象 ●●●●, ●●●●

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります！

消費税申告書 付表 2-2 (令和元年 9月 30日までの取引分)

	...	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る支払対価の額	...	▲▲▲, ▲▲▲	◇◇◇, ◇◇◇

消費税申告書 付表 2-1 (令和元年 10月 1日からの取引分)

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■ ■ ■ ■	● ● ● ●	○○○, ○○○

(注) 1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。
 2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日（軽減税率制度実施後）から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者^(注)については、売上税額又は仕入れ税額の計算の特例が設けられています。

計算の特例の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

免税事業者の方へ

免税事業者の方は、消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が消費税申告で仕入税額控除を行うために、区分記載請求書等を交付するなどの対応が必要になる場合があります。



新宿都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制

— 法人事業税・個人事業税の減免 —

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) * 空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) * 照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) * 小型ボイラー設備(小型ボイラー類) * 再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※ 減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和3年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和2年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

お問い合わせ先

〔中小企業者向け省エネ促進税制に関すること〕
 ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969

〔地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること〕

・東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091



東京都新宿都税事務所(相談広報担当)
新宿区西新宿7-5-8 (03-3369-7151)



主税局公式 Twitter は、
こちらからどうぞ!





TOKYO 2020

Olympic and Paralympic Games in Tokyo, 2020

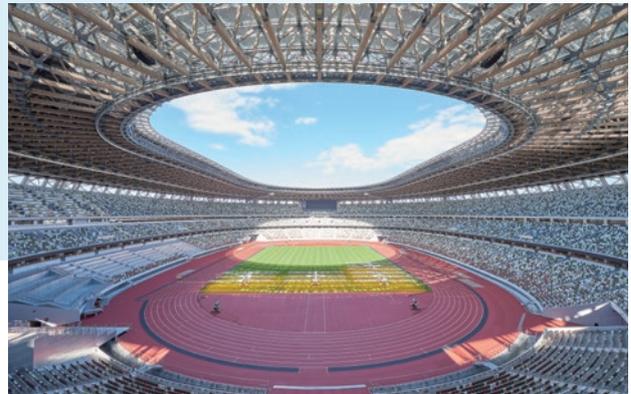


TOKYO 2020
 PARALYMPIC GAMES

木のぬくもりを演出する日本の匠の技の結晶！ 新しい国立競技場が神宮外苑の杜に完成

地域情報

設計に携わった隈研吾氏によると、幾重にも連なる^{ひさし}庇が特徴で、それは五重塔からヒントを得られ、下から見上げて一番美しいと言う。外苑の杜と調和し、自然と近い競技場、周辺環境と調和する建築物を心がけたようだ。



写真提供: 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

スタジアムの外周を間近から見上げると木材の軒庇（のきびさし）が特徴のデザインとなっている。木材を格子状にすることで柔らかな陰影が生まれ、「木」と「緑」の庇にして日本らしさを演出している。さらに使用された木材は全国47都道府県から調達し、スタジアムの北側に北海道、南側に沖縄とそれぞれ方位に応じて配置されているというこだわりを見せている。ちなみに木材は森林認証を取得したスギ（沖縄はリュウキュウマツ）が使用されている。

内装にも大和張りなどの日本の伝統的意匠が用いられ、スタジアム内観は“森のこもれび”をテーマとし森林のイメージで白・黄緑・

“森のこもれび”が存分に演出された内観、地上5階、地下2階の構造、約6万の観客席

グレー・深緑・濃茶の5色を配色。

そのほか、全スタンドを覆う大屋根の設置、ミスト冷却設備や気流創出ファンの設置、空調付き休憩室や救護室・医務室を設け「暑さ対策」にも配慮した設計になっている。

また観客・アスリートに木のぬくもりで日本らしさを感じてもらうため、屋根は十分な強度のある鉄骨を主体としつつ、地震や強風による変形を抑えるため木材を組み合わせたハイブリッド構造を使用。こうして明治神宮外苑の緑豊



軒庇の木材は 47 都道府県のスギ、リュウキュウマツが使われている。

かな環境に溶け込み、国内外に誇れる和のスタジアムが完成した。

なお、原稿作成に当たっては独立行政法人日本スポーツ振興センター広報室にご協力を頂きました。

女性部会 年末 イベント

新宿税務署副署長特別講演 &年末交流会



新宿税務署副署長
宮崎勝教氏

特別講演は、講師に新宿税務署副署長・宮崎勝教氏をお招きし、「公務員として…～これまでの経験から（私の履歴書）～」と題してご講演をいただきました。

宮崎副署長は大蔵省理財局で勤務された後、ご出身地である熊本の国税局に移られました。熊本国税局での思い出として、特に2つの出来事についてお話

いただきました。1つは明治41年鹿児島県大島税務署職員等殺害事件の慰霊碑を参拝されたお話です。税務署職員の殉死事件に触れ、税務職員として職務を全うするに当たっての心構えを先人から学び、仕事に対する向き合い方が変わられたとのことでした。もう1つは平成28年熊本地震についてのお話です。政府現地対策本部からの要請を受け、支援物資仕分けや罹災証明事務支援など、数々の支援活動を行われたそうです。公務員として、公共の利益のため真摯に仕事をされる姿勢に深く感動しました。

年末交流会は、京王プラザホテルの素晴らしい夜景とクリスマスツリーを眺めながら、皆様からご提供いただいた豪華景品があたる抽選会やマジックのアトラクションなど、女性部会らしい明るく楽しく和やかな歓談の時

開催日時：令和元年 11月 29日（金） 16：00～19：00
会場：京王プラザホテル 44F アンサンブル
参加人数：38名

間となりました。今回は川名部会長の抜群の指導力のもと、多くの新入会員をお迎えすることができました。

いよいよオリンピックイヤーですが、女性活躍についての「2030」という数字はいつの間にやらどこかに消え、代わりに「153ヵ国中121位」という悲しい数字が聞こえて参りました。女性アスリートの皆様から元気をいただきながら、女性部会としても働く女性ももっと「輝ける」よう頑張っていきたいと思ひます。

（文：女性部会 副部会長 石黒 久美子）



マジシャン・BAZZI
(バッジ)氏による
アトラクション

豪華景品の
当たる
ガチャボンでの
抽選会

租税教育 活動

第32回 角筈わいわい広場

日時：令和元年 12月 1日（日） 10：00～15：00
会場：角筈地域センター8階
来場者：400名以上

西新宿で初冬恒例の「角筈わいわい広場」が32回目を迎えました。当会も小・中学生の子どもたちを対象に税金クイズのブースを開設し、毎年参加しております。株ロツテ様から提供された豪華景品を目指して、頭を悩ます子どもたちが難問をクリアしたときの喜ぶ姿にあたたかい気持ちになりました。



豪華景品を目指して難問に挑戦！

子どもたちにも大人気の「けんた」（左）と「イータ君」（右）



社会貢献 活動

第16回 新宿年末クリーン大作戦

日時：令和元年 12月 20日（金） 7：30～8：30
会場：新宿駅東口・西口・歌舞伎町地区
参加者：164団体、2,155名（内、法人会46名）



寒空の下、早朝から参加された有志一同

『みんなで つくる おもてなし』をスローガンに早朝の寒中、新宿区主催で開催されました。区民や新宿を訪れる来街者が気持ちよく過ごせるとともに、買い物など安心して楽しめるよう商店会や町会、ボランティア団体など多くの方が参加されました。法人会も寒空の下、有志46名が新宿駅東口周辺の早朝一斉清掃活動に参加しました。



今後の法人会イベント

3月

時間	名称：内容	会場
4日(水) 10:00～12:00 14:00～16:00 ※午前、午後ともに同一内容です	消費税軽減税率制度・インボイス制度説明会 第1部：区分経理（記帳）から消費税申告書作成まで 第2部：適格請求書等保存方式（インボイス制度）について 講師：新宿税務署担当官	新宿税務署 B1F会議室
6日(金) 16:30～19:30	中部2ブロック研修会 第1部：消費税軽減税率制度について 講師：新宿税務署担当官 第2部：特別講演会「食べたい 飲みたい グルメな日本の絵画」 講師：旭商事株式会社 代表取締役 石黒 久美子 氏 第3部 異業種交流会	法人会館3階
13日(金) 17日(火) 13:30～16:55	決算法人説明会 2日間とも同一内容 講師：寺田 佳正 税理士（13日担当） 佐竹 茂市郎 税理士（17日担当） 新宿税務署担当官	//
18日(水) 13:30～16:30	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//

4月

時間	名称：内容	会場
14日(火) 14:00～16:00	消費税軽減税率制度・インボイス制度説明会 第1部：区分経理（記帳）から消費税申告書作成まで 第2部：適格請求書等保存方式（インボイス制度）について 講師：新宿税務署担当官	新宿税務署 B1F会議室
16日(木) 13:30～16:30	やさしい源泉所得税講座 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階
17日(金) 13:30～16:55	決算法人説明会 講師：東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	//
23日(木) 13:30～16:30	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

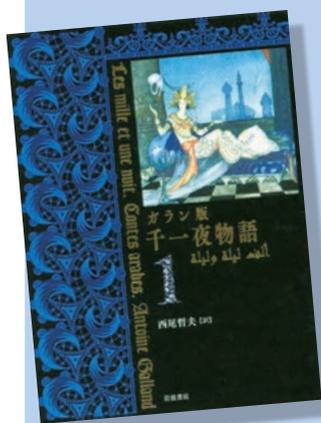


イベント予定

法人名	住所	事業内容	所属支部
(株) アグランツ	新宿 6-7-1	IT コンサルティング	歌舞伎町・新宿北支部
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	西新宿 1-24-1	損害保険業	西新宿第1支部
(同)ふなぎき総合事務所	西新宿 1-25-1		西新宿第1支部
(株) システムブレイン	西新宿 3-7-1	製造業	西新宿第2支部
UKICHI COFFEE	西新宿 3-14-2	カフェ	西新宿第2支部
ピアース (株)	西新宿 6-20-7	サービス (機密文書類リサイクル)	西新宿第3支部
(株) Rotarica	西新宿 7-7-19	コンサルティング業	西新宿第4支部
(株) フォースウェーブ	西新宿 7-20-1	システム開発業	西新宿第5支部
(株) オブライエン	西新宿 8-15-3	不動産	西新宿第5支部
(株) 宇宙	大久保 2-11-5	舞台人、不動産賃貸業	大久保支部
早川結一級建築士事務所	西落合 1-32-20	建築設計事務所・コンサルタント	落合第2支部
T.A.P (株)	上落合 1-27-6	内装設計・施工業	落合第3支部
(株) マルヒロクラフト	上落合 2-1-5	内装工事	落合第3支部
(株) ブルームダイニングサービス	名古屋市西区上小田井 1-43-2	飲食業	地区外

BOOK REVIEW

紀伊国屋書店
ブックノムリエが選ぶ **おすすめ本**



ガラン版 千一夜物語 <1>

出版社：岩波書店
訳者：西尾哲夫

アラビアンナイトとも言われる有名な物語。数種類の特徴ある翻訳版が存在するが、岩波書店から刊行されたガラン版は、アラビア語の写本から初めて仏語訳されたものを日本語訳にしたもの。より原型に近いシンプルな形とも言われている。妻の不貞を目撃した

事をきっかけに、毎夜妻を娶っては翌朝には処刑するという王の所業を止める為、宰相の娘シェヘラザードが自ら進んで妻となり、王に翌日も続きが聞きたくなるような物語を語って聞かせる。物語の中に物語が出てくるなど、王でなくても次を聞きたくなる摩訶不思議な物語の数々。

ガラン版の結末がどうなるかは全6冊刊行予定なので、最終巻を待ちたいが、まずは導入部となる1巻をお勧めしたい。

紀伊国屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

珈琲たいむ

coffee time



この3月号から、装いも新たに、広報誌「SHINJUKU」が変わります。

といっても私がこの記事を書いているときには、まだ完成されていないので、どのようなものになっているかはわかりません。

表紙の変化、記事の内容、全ページフルカラー等々、かなり変わっていることでしょう。

またこれを機に読者の皆様にもより一層、興味を持っていただける紙面を作っていくために、広報委員会が一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

皆様からのご意見、ご提案、大歓迎ですのでご一報下さい。宜しくお願いします。

さて話は変わって、私の唯一の趣味がサーフィンなのですが、今年も1/3に初乗りしてきました。

今年は千葉の志田下でオリンピックのサーフィン競技会が、7/26～8/2の間で、コンディションの良い4日間を選んで開催予定です。日本代表の五十嵐カノア（決定）や大原洋人など日本人選手の活躍に期待したいです。また、普段、サーフィンを見たことがない人にも、観ていただいてこれを機会に始める方がいたら、非常に嬉しいです。

昔のサーファーは、世間からドロップアウトしたような感じを持たれていたことが多かったと思いますが、今の一流のサーファー達はトップアスリートです。超人的な競い合いを是非、是非、堪能していただければと思っています。

でも結局自然相手のスポーツなので、良い波が立てられること祈って……。

(ユニコーン)



先代と後継者のギャップを埋める 成功のツボ

経営者は年を取るにつれ、次の世代に事業と経営権を譲り、自分の財産の承継も考えていかなくてはなりません。ここではイラストと図解で分かりやすく解説しています。

- 1 事業継承への気付き
- 2 まず赤字会社を立て直さない
- 3 少し利益が出てきた。しかしお金がない
- 4 少し余裕が出てきて、資産と相続の対策にとりかかる
- 5 100年続く素晴らしい会社をつくるには

法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局(平日午前9時~午後5時)まで、メール、FAX または電話にてお申込ください。

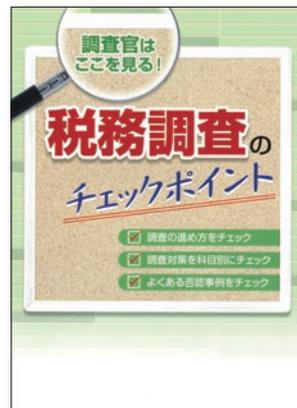
- (1) 申込者名(法人の場合は、会社名とご担当者名)
 - (2) 連絡先 TEL・FAX
 - (3) 小冊子郵送先住所
 - (4) 希望の小冊子名及び必要部数
※1タイトルにつき2冊まで
- 以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

先着100名様

その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会 検索

FAX 03 (3371) 3834
TEL 03 (3371) 3821
info@shinjuku-hojinkai.or.jp



税務調査は、

自社の経理チェックの絶好の機会!

本冊子は、どのようなポイントを中心に税務調査が進められるのか、誤りやすい点はどこにあるのか、よくある否認事例としてはどのようなものがあるかという点から、重点事項を各勘定科目別に、まとめたものです。

- 調査の進め方をチェック
- 調査対策を科目別にチェック
- よくある否認事例をチェック

会員限定

広報誌しんじゅくへ御社のチラシを同封サービスします!

約3,000社の経営者の方が 広報誌を見ています!!

封入条件	(公社)新宿法人会の会員で、当会ホームページに掲載の同封チラシに関する一般ガイドラインに同意された方
封入料金	33,000円(税込)/枚(A4サイズ以下) 追加 5,500円(税込)/枚 ※見開きA3サイズは、A4サイズ2枚とみなします。
封入枚数	1回あたり1社3枚まで。
申込期限	同封希望号(奇数月発行)の2ヶ月前の月末 ※同封チラシガイドラインに従って封入をお断りする場合があります。

低コストで 高い 宣伝効果

最大50%OFFの お得な回数割引もあります!

お申込や詳しい内容のお問合せは法人会事務局
TEL 3371-3821へ

第8回 通常総会にご参加ください!

総会終了後の交流会では 300名の方が参加され、 新入会員の自社PRなどがあります♪ 豪華景品が当選する恒例の大抽選会も開催♣



6月9日(火) 17:00~20:30

ハイアットリージェンシー東京 「クリスタルルーム」 「桃山」地下1階

昨年は会員や税務当局をはじめ来賓含め300名を超える方々にご参加いただきました。当会ホームページに掲載する総会議案書をご覧の上、別途郵送する案内ハガキにて参加申込をお願いいたします。なお、ご欠席の場合は委任状欄に記入し、必ずご返信ください。

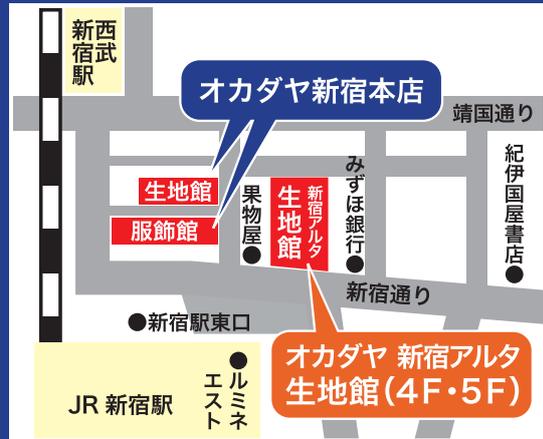


手作りの素 あれ、これ、それが500,000点。

生地・手芸材料専門店

okadaya

SHINJUKU



オカダヤ新宿本店 新宿区新宿3-23-17 tel. 03-3352-5411 (大代表)

新宿法人会会員の皆様のための

●即日診断 ●日・祝受診可

脳ドック・人間ドックのご案内

■人間ドック

- 半泊コース(昼食付)
- 一泊コース(夕食・昼食付)
- 脳ドック(総合コース)
宿泊は京王プラザホテルで、シングルルームです。

■他の各種健診

- 成人病・主婦健康診断
- 一般健康診断
- 入社健康診断

当院は信頼できる医療技術に加え、最新の医療設備と健診システムを導入して、ご受診者のご要望にお応えしております。又各種団体の優良ドック施設になっております。



検査コース	特別料金	一般料金
半日コース	40,000円	47,619円
一泊コース	65,000円	70,000円
脳ドック	47,000円	50,000円
成人病健診	22,857円	24,762円
法定健診	11,429円	12,381円
入社健診	11,429円	12,381円

(消費税別)

■充実したオプション検査

- 脳ドック(単独コース)
- 脳ドック(専門コース)
- 頸椎MRI
- 腰椎MRI
- 骨盤内MRI(女性のみ)
- 頸動脈エコー

- 脈波検査
- ピロリ菌抗体検査
- 肺癌ドック
- CT使用による頭部、胸部腹部の精密検査
- マンモグラフィ・乳腺エコーを使用した乳がん検査
- 卵巣・子宮エコー

- 骨粗鬆症
- 腫瘍マーカー
- 女性用腫瘍マーカー
- 前立腺腫瘍マーカー
- B型肝炎検査
- C型肝炎検査
- 甲状腺機能検査
- エイズ検査

(詳細はお問い合わせ下さい)

お申し込み お問い合わせは…

●全国健康保険協会けんぽ・日本病院会・日本総合健診医学会・健康保険組合連合会 各指定
〒163-0206 東京都新宿区西新宿2-6-1
新宿住友ビル6階(都庁隣り)

医療法人社団・成山会 楠樹記念クリニック
NANJUKINEN CLINIC

TEL(03)3344-6666 (代) FAX(03)3348-0126 <http://www.nanju.or.jp>



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告時に提出する「法人事業概況説明書」に
『新宿法人会 会員』と記入しよう♪



新宿法人会は e-Tax を推進しています